

環境基本計画進捗管理委員からの意見等と市の考え方

No.	意見等	意見等に対する市の考え方
1	<p>コロナ禍の影響で全般的に評価が低いようである。コロナ終息後の対応が今後の課題と考えられるので、今後に期待したい。</p> <p>また、豪雨災害の原因となる地球環境の対策も、今まで以上に発信してゆかなければならないと感じられたところである。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で計画どおり実施できなかった取組があったことが、低評価の一因と考えられます。</p> <p>行動制限も徐々に緩和されてきており、今後は環境基本計画で掲げる循環共生型社会の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。</p>
2	<p>環境施策の評価P 2、1-1-5-2 鳥獣被害対策について（クマ・イノシシ等対策）、R 3評価が「D」ですが、これはよくやっているのではないのでしょうか。（Dは低すぎ）</p>	<p>市報やホームページを活用した注意事項等の周知を実施しましたが、前年と同様の取組であることから、評価を「D：前年度と同水準が維持されている」としました。</p>
3	<p>環境施策の評価P 3、2-2-1 5 Rの推進について、具体的施策の90%くらいがE評価ですが、なぜなのか理由がわかりません。ごみについては、市民はよく取り組んでいると思うのですが、役場（本庁）の評価があまりにも低すぎます。</p>	<p>評価につきましては、市が計画どおり施策を実施できたかを評価するものであり、市民の取組を評価するものではありません。</p> <p>市民の皆様には、ごみの分別収集やリサイクルなどに積極的に取り組んでいただいていると認識しております。</p>
4	<p>環境施策の評価P 7、3-5-2 酸性雨の防止について、広報に知らせたりして取り組む手があるのではないのでしょうか。</p>	<p>「酸性雨の防止」については、市のホームページに酸性雨の概要を掲載し、国や県のホームページにリンクして定点観測場所も確認することができます。令和3年度の実績については、従来のホームページの掲示のみで、新たな取組を実施していないため未実施としております。</p>
5	<p>環境施策の評価P 8、5-2-1-2 環境保全活動への参加の促進「農業への市民参加の在り方の検討」はとてもよい事だと思います。ぜひ実行するとよいと思います。現代的な課題です。</p>	<p>「農業への市民参加の在り方の検討」については、農林水産課とも連携し、市民参加型の環境事業を進めてまいります。</p>
6	<p>環境施策の評価P 8、5-3-1-2 ネットワークの形成「主体間の良好なパートナーシップの形成」は、とても大事なことです。様々な活動を協働で推進する仕組みの構築の検討もぜひお願いしたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。引き続き検討を重ねてまいります。</p>

7	<p>再生エネルギーについて 洋上風力発電がクローズアップされていますが、一番に立ち上げたものが胎内沖の方に移っています。自然豊かな村上市の海岸、河岸段丘の荒廃した畑などの陸上の風力発電・太陽光発電を考えていただきたいと思います。</p>	<p>洋上風力発電については、現在、村上市及び胎内市沖の沖合で事業が進められているところです。環境への負荷が少ない資源循環型社会実現のために、再生エネルギーは非常に有効なエネルギーであることから、地域特性に応じた再生エネルギー発電の導入を検討してまいります。</p>
8	<p>漂着ごみ、流木、プラスチックの処理について 海岸に漂着するものは季節によりかなり変化しますが、多くはプラスチックで、冬の初めは国外のものが多く、春先になると漁具等が増えます。プラ、大きな木材は片付けられてますが、かや、小木片等は護岸上部にまとめられて置かれているのが通常です。木片の下には貴重な海浜植物がたくさん生えているので焼却すれば問題があります。海に潜れば海藻の下にプラが沈んでいるのが目立ちます。海焼けが進み、イヨボヤのみならず海の中のアワビ等が絶滅寸前になるのが近づいていたことが最近になって報告され始めていることを考えていただきたいです。</p>	<p>海岸漂着物については、海岸管理者である新潟県（村上地域振興局）が主体となって対応していただいております。市といたしましては、海岸清掃を行う団体に対しては回収用の環境美化袋の配布や回収等を行い、支援をしているところです。</p> <p>プラスチックごみが海へ流入することで海への生態系への影響があることが知られており、市民への周知が必要と捉えておりますので、今後は市報等による周知を行ってまいります。</p>
9	<p>環境施策の評価P 1、1-1-3-1 海辺環境の保全 「海浜植物の保護」について、令和3年度の取組状況に「調査は実施しないが、市民団体等からの情報提供などを行った」とありますが、これはどのような団体から情報提供を受けたのでしょうか。また、抽水植物や海浜植物はどのような植物名を定めているのでしょうか。 また、これまで絶滅危惧種Ⅰ類の「ハマナデシコ」や「シロヨモギ」等の生育カ所の扱いが無視され、瀬波海岸の海水浴場整備事業で駐車場が作られたりしており、この場所に生育していた「ハマナデシコ」は白花と桃色が無くなってしまいましたが、評価がCランクということには疑問を感じます。</p>	<p>河口付近での取り組みとして「種川の保全活動」を行っておりますが、その際には「いわふね自然愛好会」から動植物の状況等ご指導をいただきながら、除草等を行っております。また、保護する海浜植物について特定の抽水植物や海浜植物を定めているものではありませんが、環境基本計画に掲載しているヤマトミクリやハマナス、ハマナデシコなどの希少植物が該当するものと考えております。</p> <p>なお、評価につきましては、市が計画どおり施策を実施できたかを評価したものであります。</p>

1 0	<p>環境施策の評価 P 1、1-1-3-1「海岸部で新たに開発を行う場合は、生育地を避ける等の配慮をし、関係者との連携を密にし、情報共有する」という具体的施策の取組状況について、「風力発電計画、三面川改修計画における各会議の情報共有を積極的に収集している」とありますが、具体的に海岸部のどこの場所でどのような植物を対象として考えているのでしょうか。</p>	<p>風力発電計画では、岩船から荒川にかけての海岸部を対象としており、調査する植物については、専門家等へのヒアリングや現地調査により、事業者が植物を特定して調査することになります。また、三面川河川整備計画では、河道内のミクリやハマナスについて、また河口でハマナス、ハマゴウ、セナミスミレ、エチゴトラノオ、タブノキについて対象としております。</p>
1 1	<p>環境施策の評価 P 1、1-1-3-1 既存の生育植物に対するの復元対策について、「H28 年度設置の保護柵が現存しており、水準が維持されている」とあります。これはセナミスミレの箇所を指していると思いますが、現状、法面の砂崩れが激しく、生育株数が極めて少なくなっています。大事なものは株数を守り育てることであって保護柵の維持は目的ではないはずです。</p> <p>また、シロヨモギ、ハマナデシコ、ハマベンケイソウ等は数株しか存在しないものもあり、これらの保護も大切であります。これらの生育場所を市は認識しているのでしょうか。シロヨモギ生育地では業者による重機を使った清掃作業が行われている現状です。</p> <p>このことから“前年と同水準が維持されている”という認識にはなりえないと思いますが、市の考え方を教えていただきたいと思ひます。</p>	<p>「H28 年度設置の保護柵」については、セナミスミレの箇所についてであり、保護柵のほか、看板を設置し、希少植物への対応について周知を行っております。このたびの評価については、保護柵の維持についてであり、同水準の維持として評価させていただきました。</p> <p>また、業者による重機を使った清掃作業が行われていた件については、事前に海岸管理者である新潟県（村上地域振興局）の許可を受けているものと思ひますが、シモヨモギ生息地等など事前に情報共有しておくことで防止できるものと思ひますので、新潟県との情報共有を図ってまいります。</p>
1 2	<p>環境施策の評価 P 1、1-1-5-1「貴重な野生動植物の保護」について、令和 3 年度の取り組み状況に「H28 年度設置の保護柵が現存しており、水準を維持されている」とありますが、この保護柵は何を対象にどこにどのような理由で設置しているのでしょうか。</p> <p>また、保護している動植物はどのような変化が見られるのでしょうか。</p>	<p>「H28 年度の保護柵」については、平成 28 年度に瀬波温泉浄化センターより海岸部に設置しているもので、現場の看板にもありますが、「セナミスミレを育む会」とも連携しセナミスミレ保護のために設置したものであります。現在は立入禁止場所としております。なお、現況としては大きな変化は見られません。</p>

1 3	<p>瀬波新田町の浜辺に生育し新潟県の絶滅危惧種 I 類に指定されているシロヨモギの保護について</p> <p>瀬波海岸は大型の重機を入れての清掃作業が実施されていますが、当海岸には県で絶滅危惧種 I 種として指定されているシロヨモギが生育しています。このような作業を行う際は事前に環境評価などを行い、自然を観察している団体等に話を聞いて対策をとってもらいたいと思います。</p>	<p>「瀬波新田町の浜辺のシロヨモギの保護」につきましては、今後、「いわふね自然愛好会」からもご意見を伺いながら、対策について検討してまいります。</p>
1 4	<p>瀬波海岸（瀬波温泉から瀬波新田町の海岸）に生育する新潟県が絶滅危惧種 I 類に指定されているシロヨモギ以外の貴重な植物 2 種類の保護について</p> <p>ハマナデシコ、ハマベンケイソウの生育地で何らかの工事や環境整備事業を実施する際には、貴重な植物を守る環境作りの配慮を事前にお願ひします。</p>	<p>海岸での工事を行う場合の許可等につきましては、管理者である新潟県（村上地域振興局治水港湾課）となりますので、事前に生息場所等の情報提供を行い、工事の際には必要に応じて市へも連絡していただくことなどの連携を協議したいと考えております。</p>
1 5	<p>環境省指定の絶滅危惧種 I A 類のアカハネバツタの保護活動について</p> <p>アカハネバツタの生息している塩谷海岸のハイネズ群落について、進入禁止地域に人や車が入ってきています。また、ごみを投棄する人が後を絶たない状態です。不法投棄に対する注意喚起と進入禁止の看板設置をお願いします。</p>	<p>アカハネバツタにつきましては、「いわふね自然愛好会」が環境省の委託を受け、生態調査を行っていることはお伺いしております。注意喚起看板や侵入禁止看板の設置については、設置予定場所が所有者不明な箇所ではありますが、啓発が必要と考えておりますので、手法も検討しながら設置をしていきたいと思っています。</p>
1 6	<p>新潟県が指定している上記以外の植物の絶滅危惧種の保護について</p> <p>瀬波海岸に作られたキャンプサイト付近にはハイネズの群落がありましたが、現在では全く見られなくなっています。今後別な公有地で同様の（キャンプサイト設置等の）事業計画があり、その場所に貴重な植物等がある場合はその保護対策に取り組んでいただきたいと思います。そのために県の絶滅危惧種等の資料をよく確認し、植物の分布の把握やその保護への配慮をお願いします。</p>	<p>保養所跡地のキャンプサイトについては、造成前に設置者に対してセナミスミレの保護区について説明しております。今後も公有地で同様の事業計画がある場合は、事業者に対して保護への配慮等の説明をしてまいります。</p>

17	<p>環境汚染となっているマイクロプラスチックのもととなっているプラスチックごみについて</p> <p>捨てる人への強い注意喚起と清掃等する側の更なる拡大推進協力方法を検討し、その推進を図っていただくことをお願いします。</p>	<p>プラスチックごみについては、プラスチック製品については燃やすゴミとして収集し、容器包装については資源化を行っております。</p> <p>プラスチックごみが海へ流入することでマイクロプラスチックの原因となっていることについては、市民への周知が必要と捉えておりますので、市報等による周知を行っていきたいと思います。</p> <p>また、以前より行っている海岸での環境美化活動への団体には回収用の環境美化袋の配布とごみの配収について引き続き支援を行ってまいります。</p>
18	<p>瀬波新田町地内の枯れた松の伐木作業の取組に対するお礼について</p> <p>瀬波新田町地内の防風林はこれまで自治体でも全く手が付けられておらず、まち協で枯れ木を伐採しようにも県の許可のハードルが高く、認可に時間がかかる状況でした。</p> <p>今年度から市農林水産課で伐木の予算を取っていただき、伐木作業に取り組むこととなったことに対して感謝を申し上げたいと思います。</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>担当課である農林水産課に伝えさせていただきました。</p>
19	<p>環境進捗管理方法の見直し</p>	<p>現在は担当課において、該当年度の取り組み状況を確認し自己評価をしておりますが、各課において判断基準にバラつきがあると他の委員から指摘をいただいております。</p> <p>今後の進捗管理に向けて評価方法の見直しを検討します。</p>
20	<p>情報交換</p> <p>例 森林、川、海について環境フェスタ等で関係者との成果課題の情報を交換する</p>	<p>悪天候や新型コロナウイルス感染対策の関係で近年環境フェスタの実施ができなくなっておりましたが、令和5年度には実施できる見込みもあることから、実行委員の情報交換を行っていきたいと考えております。</p>

<p>2 1</p>	<p>未来への提案</p> <p>イ 森林は風水害や鳥獣対策を考え広葉樹を植林する</p> <p>ロ 水源や森林は海外には売らない条例を県と協力してつくる</p> <p>ハ むやみな太陽光パネルから森林や農地を守る</p> <p>ニ 海岸線の松林の松枯れ対策として、暴風雨、砂、津波から守るため、その土地にあった木を植林する</p> <p>ホ 子どもや市民に向けての環境教育の継続</p> <p>へ 欧米諸国で禁止されている除草剤、農薬の使用禁止条例を県と協力してつくる</p> <p>ト 地元の有機作物を学校給食で使い環境と農業を守る。</p>	<p>イ 植林による森林整備は災害対策や緩衝帯としての鳥獣対策として効果があるといえますので、関係部署へ要望してまいります。</p> <p>ホ 環境課では出前講座としてごみの分別方法についての啓発活動を行っております。また、ごみ処理場においても、場内の見学を行い処理の手順など学んでもらうことで、ごみの減量化へつなげております。引き続き環境教育を継続してまいります。</p> <p>ト 現在学校給食の現場においても地元食材をできるだけ使うよう献立を工夫しているとことでした。引き続き取り組みを進めることが大切であると考えております。</p> <p>ロ、ハ、ニ、へ いただきましたご提案については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
------------	---	--